

神戸教育短期大学 公的研究費不正防止計画

令和7年6月25日策定

神戸教育短期大学では、公的研究費(個人研究費を含む)の適正な管理運用・監査体制を行うため、不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体制の明確化

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	全体を統括し、公的研究費等の運営・管理のすべてにおいて最終責任を負う。
統括管理責任者	学科長	最高管理責任者を補佐し、適切な研究活動を統括する。
事務責任者	事務室長	研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。
研究倫理教育責任者	研究委員長	研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。

不正の発生する要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	会議等において、随時、各責任者に対して責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあたっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	公的研究費の使用に関しては、原則学内規程に基づき行っており統一されている。ルールに関しては、通知文等で定期的に周知し、適正運用の徹底を図る。
- コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 - 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対しての意識が希薄である。	- 教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 - 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施している。 - 上記の対象者より誓約書の提出を求めている。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用の事案の調査から明らかになった不正使用の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える。

4. 適正な運営及び管理

不正の発生する要因	防止計画
予算の執行が計画的に行われない。 あるいは年度末に集中する。	- 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 - 繰越のできる公的資金（科研費の基金等）については、そのルール及び手続き方法等を研究者に周知する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	- 特定の業者との密な取引がないか注視する為、必要に応じて取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより、他の業者へ注意喚起を行う。 - 取引数の多い業者については、不正取引に協力しない旨の誓約書を提出させる。
研究内容と直接関係のない物品等の購入や発注とは異なる納品が行われる。	検収部門による納品確認の際、疑義が生じた物品については、研究者に研究課題との関連性及び購入目的を確認する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	防止計画
通報窓口に関する周知が不十分である。	通報者の保護や通報・相談窓口について、さらなる周知徹底を図るため、ホームページ等において通報窓口をより明確化する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生する要因	防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	- 抜き打ち監査を実施する。 - 不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。